

令和3年4月から

就学前の子育て支援サービスを希望する人へ

来年4月から教育・保育施設の利用を希望する人の受け付けが始まります。
家庭の状況に合わせて、幼稚園、保育所、認定こども園を利用できます。

教育・保育施設

幼稚園／小学校以降の教育の基盤をつくるため、幼児期の教育を行う施設です。

※市内には私立の旭幼稚園があります。

保育所／就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行う施設です。

※市内には公立保育所が13施設、私立保育園が5施設あります。

認定こども園／幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

※市内には私立の認定こども園が3施設あります。

三つの認定区分

子育て支援サービスを利用する場合、市が認定する区分により保育所、認定こども園などが

利用できます(別図)。

1号認定／満3歳以上で教育を希望する子ども

2号認定／満3歳以上で保育を必要とする子ども

3号認定／満3歳未満で保育を必要とする子ども

※旭幼稚園は別の認定が必要です。幼稚園を通じて申請書を提出してください。

保育サービスを利用するには

保育所などを利用する場合は、次の事由のいずれかに該当することが必要です。

同居の親族が保育できる場合は、利用の優先度が調整されることがあります。

〈保育を必要とする事由〉

- ① 就労や求職活動(居宅内労働、起業準備などを含む)
- ② 妊娠・出産

- ③ 保護者の疾病や障害
- ④ 同居または長期入院中の親族の介護や看護

⑤ 災害復旧

⑥ 就学(職業訓練校での訓練などを含む)

⑦ 児童虐待やDVの恐れがある

⑧ 育児休業中に、すでに保育所を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認められる場合

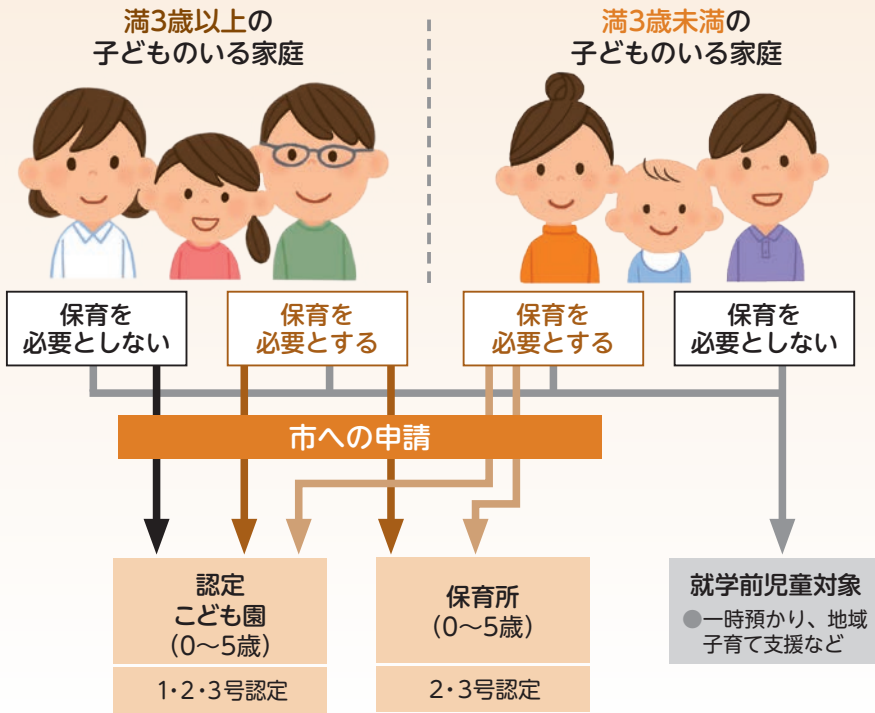
⑨ 前記に類する状態として、市が認めた場合

ハニカムで利用者支援

子育て支援センターハニカムでは、幼稚園や保育所、認定こども園、一時預かりなどのさまざまな子育て支援事業の中から、それぞれの家庭に合ったサービスを紹介し、利用できるよう支援を行っています。
園子育て支援センターハニカム(☎62-7099)

【別図】

子育てサービスの提供イメージ



保育料はどうなるの

世帯の市民税額を基に、市が決定します。旭幼稚園の保育料は、園が設定します。

ただし、以下に該当する場合は保育料が無料になります。

- 保育所と認定こども園に通う、3歳児から5歳児

- 1号認定で満3歳以上の子ども
- 私立幼稚園を利用する満3歳児から5歳児で、上限額の範囲内で

問い合わせ先
子育て支援課保育班

☎ 62・5313

【保育所一斉入所受付期間】

受付時間／午前9時～午後4時

入園を希望する保育所	受付日	受付会場
中央第二保育所	11月2日 (月)	総合体育館
中央第三保育所		
干潟保育所		
おうめい保育園(私立)	11月3日 (火・祝)	
ひかり保育園(私立)		
干潟町中央保育園(私立)		
ゆたか保育所	11月4日 (水)	
共和保育所		
まんざい保育所		
海上保育所	11月5日 (木)	
とみうら保育所		
中央第一保育所		
古城保育所		
サンライズベビーホーム(私立) ※3歳児まで	11月6日 (金)	
日の出保育所		
池の端保育所		
いいおか保育所		
鶴巻保育園(私立)		

※希望する施設の受付日に来られない場合は、期間中の別の日に提出してください。保護者はマスクを着用してください。

【認定こども園受付日程表】

入園を希望する認定こども園	受付開始日	受付会場
あさひこひつじ幼稚園	11月2日(月) ※受付期間や時間などは各園に問い合わせてください。	入園を希望する認定こども園
うなかみ幼稚園		
いいおか幼稚園		

入園受け付け

令和3年4月の新規入園を希望する子どもの、認定申請と入園申請を受け付けます。

保育所

対象／2・3号認定の子ども
申請書類の配布／各保育所、子育て支援課

● 一次受付期間
左記のとおり、総合体育館で一斉入所受付期間を設けます。希望する施設の受付日に提出し

令和3年2月26日(金)まで、子育て支援課で申請を受け付けます。

● 二次受付期間
一次受付期間終了後に空きがある施設のみ、12月7日(月)から令和3年2月26日(金)まで、子育て支援課で申請を受け付けます。

11月6日(金)までに提出できない場合は、11月9日(月)から12月4日(金)まで、子育て支援課で申請を受け付けます。

て支援課で申請を受け付けます。

認定こども園

対象／1・2・3号認定の子ども

※入園は市と認定こども園で協議の上、決定します。

申請書類の配布・提出先／各園そのほか

- 旭幼稚園を希望する人は園に問い合わせてください。
- 市外の保育所への入園を希望する場合は、必ず事前に子育て支援課に連絡してください。
- 令和3年5月以降の入園を希望する場合は、保育所は子育て支援課に、認定こども園は各園に、それぞれ確認してください。